

酪農乳業需給変動対策基金要領

一般社団法人 Jミルク
制定 2025 年 3 月 11 日
改正 2026 年 1 月 15 日

一般社団法人 Jミルク(以下「Jミルク」という。))は、酪農乳業需給変動対策特別事業(以下、「本事業」という。))を実施するため、生産者及び乳業者からの財源拠出による酪農乳業需給変動対策基金(以下、「本基金」という。))を造成するものとし、本基金に係る造成の方法、拠出金の額、手続き及び管理等については、酪農乳業需給変動対策特別事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。))及び酪農乳業需給変動対策基金管理規程のほか、この要領に定めるものとする。

(本基金の造成方法)

第1条 Jミルクは、生産者及び乳業者からの財源拠出による需給変動対策を目的として本基金を造成するものとし、関係団体等の協力を得て、国内すべての生産者及び乳業者を対象として、需給変動対策金として本基金への拠出を推進するものとする。

2 Jミルクは、本事業の効果を高めるために必要な追加財源として、乳業者の自主申告による、需給変動特別対策金への追加拠出を募ることができるものとする。

(本基金の拠出額)

第2条 生産者及び乳業者の需給変動対策金としての拠出額は、毎月の生乳取引数量に 1kg 当たり15銭を乗じた額とする。(1円未満の端数は切り捨てとする)

2 乳業者の需給変動特別対策金としての拠出額は、毎月の生乳取引数量に 1kg 当たり5銭を乗じた額とする。(1円未満の端数は切り捨てとする)

(本基金の拠出金単価の変更)

第3条 Jミルクは、本基金の残高や情勢変化により拠出金単価を変更する必要がある場合は、関係者からの意見を聴取した上で、戦略ビジョン推進特別委員会にて検討し、理事会において決定するものとする。

2 Jミルクは、中期的な需給動向を勘案し、拠出金単価を毎年度確認するものとする。なお、災害等による年度途中の大きな需給変化等により本基金の造成額を増加させる必要がある場合には、戦略ビジョン推進特別委員会にて検討後、理事会またはJミルク会長が拠出金単価の変更を決定することができるものとする。

3 Jミルクが定めた生産者の拠出金単価が、生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について(令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「クロスコンプライアンス通知」という。)第2の(2)の④の規程により畜産局長が定める最低拠出単価を下回った場合には、当該単価に変更する。

4 上記により、拠出金単価を変更する場合には、Jミルクは本基金への拠出同意者にその旨通知するものとする。

(生産者における本基金拠出の同意及び納入手続き)

第4条 Jミルクは、すべての生産者を対象に需給変動対策金の拠出を募るものとする。

2 需給変動対策金の拠出に同意する生産者は、別紙1「酪農乳業需給変動対策基金需給変動対策金納入・個人情報取扱同意書」をJミルクに提出するものとする。

- 3 生産者が、生乳販売事業者(指定生乳生産者団体(以下「指定団体」という)を除く。以下同じ。)または乳業者に拠出金の納入を委託する場合は、生産者は当該同意書を生乳販売事業者または乳業者に提出するものとし、提出を受けた生乳販売事業者または乳業者は、拠出に同意する生産者リストをとりまとめ、生産者から提出を受けた同意書の写しとともに当該リストをJミルクに提出するものとする。
- 4 生産者が指定団体及び一般社団法人中央酪農会議(以下、「中酪」という。)を経由してJミルクへ拠出金の納入を行う場合は、指定団体が別紙 2「酪農乳業需給変動対策基金需給変動対策金納入同意書」を中酪に提出するものとする。指定団体を経由して基金拠出を行う生産者は、中酪の定める方法により、本基金への拠出について同意することができるものとする。指定団体及び中酪は拠出に同意する生産者のリストを作成するものとする。
- 5 生産者が負担すべき需給変動対策金を、代わりに生乳販売事業者等が負担し、Jミルクに納入する場合は、当該生乳販売事業者等は、生産者から別紙1に準じて拠出金事業への参加及び個人情報の取扱いに係る必要な同意を得た上で、別紙 2「酪農乳業需給変動対策基金需給変動対策金納入同意書」をJミルクに提出するものとする。

第 5 条 本基金への拠出に同意した生産者は、以下の方法により、J ミルクに拠出金を納入するものとする。

- 2 生産者がJミルクに直接拠出金を納入する場合、生産者は、Jミルクに別紙様式 1 により生乳取引数量及び納入額を報告した上で、原則として毎月 J ミルクに納入するものとする。
- 3 生産者が生乳販売事業者へ需給変動対策金の納入を委託する場合、生乳販売事業者は、J ミルクに別紙様式 2 により需給変動対策金の拠出に同意した生産者に係る生乳取引数量及び納入額を報告した上で、原則として毎月Jミルクに納入するものとする。ただし、生乳販売事業者等が、生産者の代わりに需給変動対策金を負担し、納入する場合は、J ミルクに別紙様式2により拠出金事業への参加等に同意した生産者に係る生乳取引数量を報告した上で、原則として毎月 J ミルクに納入するものとする。
- 4 生産者が乳業者に需給変動対策金の納入を委託する場合、乳業者は、需給変動対策金の拠出に同意した生産者に係る生乳取引数量を J ミルクに別紙様式 3 により報告した上で、J ミルクが発行する酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書に基づき、第6条に定める乳業者分拠出とあわせてJミルクに納入するものとする。なお、乳業者分拠出が毎月納入でない場合は、生産者分のみ毎月納入するものとする。
- 5 生産者が中酪を経由して本基金への納入を行う場合、中酪はJミルクに生乳取引数量及び納入された額を毎月報告するものとし、J ミルクの依頼により納入するものとする。
- 6 第 3 項及び第4項により生乳販売事業者または乳業者が納入する場合にあっては、Jミルクが別に定める様式により生産者毎の生乳取引数量及び拠出状況を J ミルクへ提出するものとする。
- 7 生産者または生乳販売事業者または乳業者は、第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項により納入する場合、協議の上、四半期毎に納入方法を設定できるものとする。

(乳業者における本基金拠出の同意及び納入手続き)

第 6 条 J ミルクは、すべての乳業者に需給変動対策金の拠出を募るものとする。

- 2 需給変動対策金の拠出に同意する乳業者は、別紙 3「酪農乳業需給変動対策基金需給変動対策金納入同意書」をJミルクに提出するものとする。
- 3 一般社団法人日本乳業協会または全国農協乳業協会(以下、「乳業団体」という。)に加盟(都道府県協会への加盟を含む。)乳業者は、J ミルク及び乳業団体と、別紙 3「酪農乳業需給変動対策基金需給変動対策金納入同意書」を締結するものとし、乳業団体から提出のあ

った拠出同意乳業者を取りまとめたリスト及び同意書に基づき、Ｊミルクは、指定団体（指定団体からの再委託を受けた全国農業協同組合連合会・全国酪農業協同組合連合会との取引を含む）及び中酪が取りまとめる各月の生乳取引数量をもとに、拠出同意乳業者に対し酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書を発行するものとする。

- 4 指定団体以外が生乳取引がある乳業者においては、Ｊミルクに別紙様式 4 により指定団体以外が生乳取引数量を報告した上で、Ｊミルクが発行する酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書に基づき、Ｊミルクに需給変動対策金を納入するものとする。
- 5 本基金への拠出に同意した乳業者は、第2条に定める拠出額を、原則として当該月生乳取引数量に応じて毎月納入するものとする。なお、協議の上、四半期毎・半期毎・年間一括拠出など納入方法を設定できるものとする。

（乳業者における需給変動特別対策金の同意及び納入手続き）

第7条 乳業者が本事業の更なる事業強化を図るために必要な追加財源として、需給変動特別対策金の拠出をする場合は、別紙 4「酪農乳業需給変動対策基金需給変動特別対策金納入同意書」を第6条第 2 項及び第3項と同様に提出し酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書に基づき納入するものとする。

（本基金の拠出停止の手続き）

第8条 本基金への拠出を停止する生産者及び乳業者は、拠出停止を希望する月の前月の末日までに、別紙 5「酪農乳業需給変動対策基金拠出停止届」によりＪミルクへ届け出るものとする。なお、生乳販売事業者及び乳業者または中酪を通じて拠出を行っている生産者は、拠出金納入委託先を通じて別紙 5 により、Ｊミルクへ届け出るものとする。
なお、この場合は、これまで納入された拠出金の返還は行わないものとする。

（本基金の管理）

第9条 本基金は、一般拠出金及び酪農乳業緊急対応基金と区分して管理するものとし、その方法については、別に定める「酪農乳業需給変動対策基金管理規程」によるものとする。

- 2 本基金の拠出金は、原則として返還しないものとする。
- 3 Ｊミルクは、毎年度、当該年度の事業費から拠出生産者・乳業者毎の費用を算出しその額を通知するものとする。
- 4 Ｊミルクは、酪農乳業の経営の安定に協力した事業者として、本基金に同意する生乳販売事業者及び乳業者並びに協力団体等を公表するものとする。

（拠出状況等の個人情報の取扱い）

第10条 Ｊミルク及び中酪は、提出を受けた拠出状況等の個人情報を適切に管理するものとする。

- 2 農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等から、補助対象となる生産者の拠出状況等の照会があった場合には、Ｊミルク及び中酪は、クロスコンプライアンス通知に係る措置の実施に必要な範囲で当該生産者の情報を提供することができるものとする。

（本基金による事業費の負担及び余剰金）

第11条 本基金は、原則として生産者と乳業者の拠出金額の割合は 1 対 1 とする。なお、本事業を終了する場合に基金の余剰が発生した場合には、理事会において必要と認められれば、拠出者に対して拠出額等を勘案し返戻することができるものとする。

(消費税及び地方消費税の取り扱い)

第12 条 本基金の財源に充てる拠出金は不課税として取り扱う。

(その他)

第13 条 J ミルクは、本基金の拠出及び使用状況、取組の実施結果について、理事会に報告するとともに、J ミルクのウェブサイトにも掲載するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、本基金の造成・拠出等につき必要な事項については、J ミルク会長が別に定めることができるものとする。

附則

1 この要領は、2025年4月1日より施行する。

2 この要領の改正(2026年1月15日付け)は、2026年1月1日から施行する。

年 月 日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書

(甲) (住所) (団体名・事業所名等) (代表者名)	(乙) 一般社団法人 J ミルク 会長 (生乳販売事業者名) (代表者役職 氏名) ※不要な場合は削除すること
-----------------------------------	--

〇〇〇〇(甲)は、一般社団法人 J ミルク(以下「J ミルク」という)が運営する酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という)の実施要綱・要領の内容を十分に理解し本事業に参加するので、1の必要事項を届け出るとともに、2の事項に同意する。

1 必要事項

個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
酪農経営体名 (法人の場合は法人名を記載)	
代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
郵便番号	
住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	

2 同意事項

- (1)甲は、Ｊミルクが定める酪農乳業需給変動対策基金要領に基づき、需給変動対策金として生乳取引数量にＪミルクが定める１kg当たり単価を乗じた額を、原則として毎月Ｊミルクに拠出すること。
- (2)生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について(令和７年２月２８日付６畜産第３１０９号農林水産省畜産局長通知)に係る措置の実施に必要な範囲において、乙が農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等に対して、生乳取引数量・拠出状況等を含む個人情報を提供すること。

以上

年 月 日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書

一般社団法人中央酪農会議
会長 様

(甲) (住所)
(団体名・事業所名等)
(代表者名)

当会(組合・社)(甲)は、一般社団法人 J ミルク(以下「J ミルク」という)の酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という)が実施する需給変動対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める要領に基づき、需給変動対策基金を拠出する。
- 2 甲は、需給変動対策金として、生乳取引数量に J ミルクが定める 1 kg 当たり単価を乗じた額を生産者から集金し、一般社団法人中央酪農会議を経由し J ミルクが指定する口座に納入するものとする。
- 3 生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について(令和 7 年 2 月 28 日付 7 畜産第 3109 号農林水産省畜産局長通知)に基づく措置に必要な範囲において、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等に対して、拠出状況等の情報を提供することに同意するものとする。

以上

年 月 日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書

一般社団法人 J ミルク
会長 様

(甲) (住所)
(団体名・事業所名等)
(代表者名)

当会(組合・社)(甲)は、一般社団法人 J ミルク(以下「J ミルク」という)の酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という)が実施する需給変動対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める要領に基づき、需給変動対策基金を拠出する。
- 2 甲は、需給変動対策金として、生乳取引数量に J ミルクが定める 1 kg 当たり単価を乗じた額を J ミルクが指定する口座に納入するものとする。
- 3 生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について(令和 7 年 2 月 28 日付 6 畜産第 3109 号農林水産省畜産局長通知)に基づく措置に必要な範囲において、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等に対して、拠出状況等の情報を提供することに同意するものとする。

以上

年 月 日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入同意書

一般社団法人 J ミルク

会長 様

一般社団法人日本乳業協会

会 長 様 または

全国農協乳業協会

会 長 様

※日本乳業協会または全国農協乳業協会へ提出する乳業者は提出先の団体名・代表者名を記載する

(甲) (住所)

(会社名・事業所名)

(代表者名)

当社・事業所(甲)は、一般社団法人 J ミルク(以下「J ミルク」という)の酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という)の趣旨に賛同し、需給変動対策金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める要領に基づき、需給変動対策金を拠出する。
- 2 甲が拠出する需給変動対策金は、生乳取引数量に 1 kg 当たり 15 銭 を乗じた額とする。
- 3 甲は、指定生乳生産者団体及び一般社団法人中央酪農会議からの生乳取引数量に基づき J ミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、生乳取引先の生産者から提出される「酪農乳業需給変動対策基金納入同意書」を確認のうえ、その生乳取引数量を乳業者分とあわせて J ミルクに報告し、J ミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

以上

年 月 日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動特別対策金 納入同意書

一般社団法人 J ミルク

会長 様

一般社団法人日本乳業協会

会 長 様 または

全国農協乳業協会

会 長 様

※日本乳業協会または全国農協乳業協会へ提出する乳業者は提出先の団体名・代表者名を記載する

(甲) (住所)

(会社名・事業所名)

(代表者名)

当社・事業所(甲)は、一般社団法人 J ミルク(以下「J ミルク」という)の酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という)の趣旨に賛同し、需給変動特別対策金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業の更なる事業強化を図るため、J ミルクが別に定める要領に基づき、需給変動特別対策金を拠出する。
- 2 甲が拠出する需給変動特別対策金は、生乳取引数量に 1 kg 当たり 5 銭を乗じた額とする。
- 3 甲は、指定生乳生産者団体及び一般社団法人中央酪農会議からの生乳取引数量に基づき J ミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、その生乳取引数量を J ミルクに報告し、J ミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

以上

年 月 日

酪農乳業需給変動対策特別事業拠出停止届出書

一般社団法人 J ミルク
会長 様
(拠出委託先事業者名)
(代表者役職・氏名)様

(住所)
(団体名・事業所名等)
(代表者名)

〇〇〇〇は、〇〇年〇〇月をもって酪農乳業需給変動対策基金への拠出を停止したいので、
酪農乳業需給変動対策基金要領第8条に基づき届け出ます。

年 月 日

酪農乳業需給変動対策特別事業拠出停止届出書

一般社団法人 J ミルク

会長 様

一般社団法人日本乳業協会

会 長 様 または

全国農協乳業協会

会 長 様

※日本乳業協会または全国農協乳業協会へ同意書を提出している場合は提出先の団体名・代表者名を記載

(甲) (住所)

(会社名・事業所名)

(代表者名)

当社・事業所(甲)は、一般社団法人 J ミルクの酪農乳業需給変動対策特別事業(以下「本事業」という)における酪農乳業需給変動対策基金要領第8条に基づき〇〇年〇〇月をもって酪農乳業需給変動対策基金への拠出を停止したいので下記に同意した上で、届け出ます。

記

1 本届出書を提出した月までに納入した拠出金は、本届け出により返還が行われないことについて同意します。

以上

【生産者からJミルクに直接お支払いいただく場合の様式です】

別紙様式1号
(生産者用)

Jミルク 需給変動対策基金担当者あて (メール safety-net@j-milk.jp)
お支払いいただく前に本データをメールにてお知らせください

年度
酪農乳業需給変動対策基金 拠出明細書

氏名 (法人の場合は会社名)	
牛の個体識別システム 農家コード(10桁)	
住所	〒
ご担当者連絡先	お名前
	TEL
	E-mail

拠出単価	15銭	その他取引先の有無 (ある場合は変更してください)	なし
------	-----	------------------------------	----

生乳取引月	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	お支払予定日
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

※金額は自動計算されます

通信欄 (お気づきの点がございましたらご記入ください)

○明細書の記載について

1. 指定団体(農協等)以外の基金拠出を行う場合にご提出ください。
2. 指定団体分は別途農協等から支払われます。
3. 本明細書をもとにJミルクにおいて基金管理・クロスコンプライアンスの対応等を行います。

【生産者が生乳販売事業者を通してお支払いいただく場合の様式です】

【別シートの別紙様式2の別添に必要事項をご記入下さい】

Jミルク 需給変動対策基金担当者あて（メール safety-net@j-milk.jp）

お支払いいただく前に本データをメールにてお知らせください

別紙様式2号
(生乳販売事業者用)

年度
酪農乳業需給変動対策基金 拠出明細書

生乳販売事業者名	
お支払い生産者件数	件
住所	〒
ご担当者連絡先	お名前
	TEL
	E-mail

拠出単価	15銭
------	-----

生乳取引月	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	お支払予定日
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

※取引数量・金額は別添をご入力いただくと自動的に表示されます

通信欄（お気づきの点がございましたらご記入ください）

○明細書の記載について

1. 指定団体（農協等）以外の基金拠出を行う場合にご提出ください。

2. 指定団体分は別途農協等から支払われます。

3. 本明細書をもとにJミルクにおいて基金管理・クロスコンプライアンスの対応等を行います。

【生産者が乳業者を通してお支払いいただく場合の様式です】
 【別シートの別紙様式3の別添に必要事項をご記入下さい】
 Jミルク 需給変動対策基金担当者あて（メール safety-net@j-milk.jp）
 お支払いいただく前に本データをメールにてお知らせください

別紙様式3号
 （乳業者用）

年度
 酪農乳業需給変動対策基金 拠出明細書

乳業者名	
お支払い生産者件数	件
住所	〒
ご担当者連絡先	お名前
	TEL
	E-mail

拠出単価	15銭					
生乳取引月	生産者分		乳業者分		お支払合計額	お支払予定日
	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	生乳取引(処理)数量(kg)	お支払額(円)		
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計						

※生産者分の取引数量・金額は別添をご入力いただくと自動的に表示されます ※乳業者分の生乳取引量を直接ご記入下さい。
 通信欄（お気づきの点がございましたらご記入ください）

○明細書の記載について
 1. 指定団体(農協等)以外の基金拠出を行う場合にご提出ください。
 2. 本明細書の数量・金額に基づき需給変動対策基金拠出明細書を発行いたします。
 3. 本明細書をもとにJミルクにおいて基金管理・クロスコンプライアンスの対応等を行います。

【指定団体以外の乳業者分のみをお支払いいただく場合の様式です】

別紙様式4号
(乳業者用)

Jミルク 需給変動対策基金担当者あて (メール safety-net@j-milk.jp)
お支払いいただく前に本データをメールにてお知らせください

年度
酪農乳業需給変動対策基金 拠出明細書

乳業者名	
お支払期間 (いずれかに○をつけてください)	毎月 ・ 四半期 ・ 半期 ・ 年間
住所	〒
ご担当者連絡先	お名前
	TEL
	E-mail

拠出単価	15銭
------	-----

生乳取引月	生乳取引数量(kg)	お支払額(円)	お支払予定日
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

※金額は自動計算されます

通信欄 (お気づきの点がございましたらご記入ください)

○明細書の記載について

1. 指定団体(農協等)以外の基金拠出を行う場合にご提出ください。
2. 本明細書の数量・金額に基づき需給変動対策基金拠出明細書を発行いたします。
3. 生産者分の拠出を行う場合は、別紙様式3をご利用ください